

白石第一小学校防球ネット支柱折損死傷事故調査答申書・概要版

1. 調査委員会の目的と方法

(1) 目的

調査の目的は、事故の原因を究明し、再発防止策について提言を行う。これらは、白石市教育委員会（以下、教育委員会）教育長からの本調査委員への諮問（令和3年6月16日付）に基づくものであり、諮問事項1は、「白石第一小学校防球ネット支柱折損死傷事故の原因究明に関する事項」、諮問事項2は、「学校構造物に係る事故の再発防止に関する事項」である。

(2) 方法

調査方法は、以下のとおりである。

- ① 関係資料の収集と検討
- ② 児童生徒、教職員、関係者への聞き取り

ただし、児童生徒については、所属する学校を介して行い、書面にて聞き取り内容を把握する。

- ③ 折損支柱の現物確認

2. 事故の基本情報等

(1) 基本情報

白石市立白石第一小学校（以下、第一小学校）において放課後の校庭開放時、体育館前に設置されていた、防球ネットの木製支柱（地上部分 6.15メートル、埋設部分 1.4メートル）2本のうち1本が地上約 15センチより折損し、支柱付近で遊んでいた児童のうち2名の頭部等に当たり、1名が死亡、1名は大けがをおった。

(2) 事故の概要

事故発生時と場所

令和3年4月27日（火）15時05分、第一小学校校庭 体育館前

3. 調査委員会

(1) 名称

白石第一小学校防球ネット支柱折損死傷事故調査委員会

(2) 構成

鈴木 るみ 元角田市立桜小学校校長

（角田市子どもの心のケアハウス主任適応指導教育指導員
第一小学校勤務・教諭 平成8～14年度）

滝深 光昭 白石・刈田地区父母教師会連合会会長（白石中学校父母教師会会長）

千葉 琢夫 宮城県住宅供給公社常務理事（一級建築士）*副委員長

村上 敏郎 弁護士

本図 愛実 国立大学法人宮城教育大学教職大学院教授 *委員長

(3) 委員会開催状況

第1回 令和3年6月16日(水) 10時から12時 市役所第3会議室

参加者 委員5名 事務局13名

- ・基本調査を確認し、審査に必要な資料について検討し、被害児童保護者への審議報告の方法について協議した。

第2回 令和3年7月8日(木) 10時から12時 市役所第4会議室

参加者 委員5名 事務局11名

- ・追加資料等について検討した。

第3回 令和3年7月29日(木) 10時から12時 市役所第3会議室

参加者 委員5名 事務局12名

- ・関係資料について検討し、報告書の項目について確認した。

第4回 令和3年8月17日(火) 10時から12時 市役所第3会議室

参加者 委員5名 事務局12名

- ・関係資料について検討し、報告書の項目や内容について検討した。

第5回 令和3年8月30日(月) 13時から15時 市役所第3会議室

参加者 委員5名 事務局12名

- ・関係資料について検討し、報告書の内容について検討した。
- ・校長への聞き取りを行った。

第6回 令和3年9月9日(木) 9時30分から12時 市役所第3会議室

参加者 委員5名 事務局11名

- ・関係資料について検討し、報告書の内容について検討した。
- ・警察に押収されている支柱現物の確認を行った。

第7回 令和3年9月30日(木) 10時から12時 市役所第3会議室

参加者 委員5名 事務局13名

- ・答申案について検討した。

第8回 令和3年10月14日(木) 10時から12時 市役所第3会議室

参加者 委員5名 事務局12名

- ・答申案について検討した。

(4) 事務局

白石市教育委員会内に設置

機関代表 白石市教育委員会教育長 半沢 芳典

(5) 公開

原則公開とした。ただし、個人情報に関する審議の部分については非公開とした。審議の際、その確認を行い、合議の上、非公開とした。

4. 事故発生の経緯と対応

(1) 事故発生の経緯

4月27日

- 14:15 終わりの会、終了
- 14:30 教諭Aと児童らが校庭でサッカーをする
教諭Bも児童とドッチボールをしていた
- 14:50 教諭Aは事務仕事に戻ろうとする
- 不明 防球ネット付近に、児童数名が集まり始める
- 15:05 支柱折損、児童A、児童Bの頭部等にあたる
教諭Bがかけつけ、その後数名の教員が現場に
- 15:11 被害児童の保護者らへ、事故発生と来校を連絡
- 15:20 児童B保護者、学校に到着
- 15:27 児童Aを乗せた救急車が、ドクターヘリ着地場（緑地公園）に向かう
- 15:33 児童Bを乗せた救急車がC病院に向かう
- 15:36 児童A保護者が到着

(2) 事故発生の保護者への対応

主な動きは上記下線部のとおりである。詳細については、第一小学校が作成した基本調査としての資料にまとめられている。

事故発生より迅速な事故対応が行われ、数分の内に被害を受けた2名の児童の保護者への連絡がなされた。事故発生より30分の内に保護者らが学校に到着した。

(3) 事故発生時の他の児童生徒への対応（事故発生から～約一か月後）

全校的な説明については、以下の通りである。

4月28日 8:20 オンラインによる全校集会にて、校長が事故について説明した

4月29日 15:00 保護者説明会（16時終了）

被害児童が属する学年、全児童に対する心のケアが、担任、養護教諭、スクールカウンセラーとともに行われた。スクールカウンセラーは、こころの健康調査のチェック、ハイリスク児童の面接、カウンセリングだよりの配布（保護者対象、教員対象、児童・保護者対象）などを行った。

5. 調査委員会による調査

(1) 基本調査の扱い

調査実施の支援にあたった教育委員会に対し、基本調査について、調査の手続き、実施方法及び結果について聞き取り、確認を行った。調査内容については、本調査の基礎資料としても適切である。

(2) 調査方法

略

(3) 調査内容

A 防球ネット概要

(1) 規模、構造

①設置場所 第一小学校敷地内 体育館前・みどりの教室前

(注：みどりの教室とは、植物観察等を行う区域)

②規模 略

③構造

木製

* 学校が所有する「寄付台帳」に、「古電柱3本 NTT大河原電報電話局から寄附」(平成元年7月6日)と記載されている。現物確認においても既設木製電柱と判定できる。

④設置形態

校庭の土中に全長約7.5mのうち、1.4mを直接埋設し、頂部は金属製キャップで保護されている。ネット上部は金属製ワイヤーで支柱上部と緊結され、中間部等も金属プレート、針金等で補強、緊結されている。

(2) 設置経緯

①当初設置

i) 時期

平成元年7月4日

学校日誌には、「ボール受ネット張完了(屋体前)」(平成元年7月4日)と記載され、学校沿革史(校長室に保存・掲示)には「10・ ボール受用大ネット設置」(平成元年)と記されている。「10・」とは10月と解される。

卒業アルバムの運動会写真(平成元年5月)には、防球ネットは撮影されておらず、屋体屋根塗装工事の工事着手前写真(平成元年8月30日)には、防球ネットが確認できる。なお、上記学校沿革史には、「10・2 屋体屋根・扉・渡り廊下塗装」(平成元年)との記載がある。

「10・ ボール受用大ネット設置」が本件支柱のことを意味するのか断定はできなかった。しかしながら、学校日誌記載の日付けと屋体塗装工事写真の日付けより、設置時期は平成元年7月4日と考えられる。

なお、教育委員会が保管する『白石市の教育』(各年版)には、各学校の動向が掲載され、「平成元年 白一小 屋体屋根・扉・渡り廊下塗装、サッカーボール受用大ネット設置」との記載がある。

ii) 目的

上記学校日誌と学校沿革史にある「ボール受け」という記載の他、文書等により明確に目的を確認することはできなかった。

iii) 支柱の設置者

設置者及び工事者について、学校資料や設置時期と同時期に施工された屋体屋根、扉、渡り廊下塗装工事の関係者等からの聞き取りを行ったが、不明であった。当時の校長は、物故者となっており、聞き取りをすることができなかった。地域の関係者から、学外のスポーツ団体の関係者が設置したとの発言を得られたが、それらを裏付ける文書は存在しない。

また、平成元年度市予算書、決算書において、本件防球ネット設置に係る市費支出がないことが確認されたことから、市費による整備でないと推認される。

なお、支柱の設置は、その長さ、重量、埋設の深さなどから建設工事機械の使用を要し、一定の経験を有する者が、学校側の承諾を得て施工したものと考えるのが相当である。

iv) 形態

設置時の形態は、学校資料の屋体屋根等塗装工事写真資料によると、3本支柱とネットにより2区分で構成されていた。その後、校舎側支柱が撤去され2本支柱とネットによる構成となり事故時の形態となった。

②校舎側支柱の撤去

i) 時期

当初に設置された支柱3本のうち校舎側支柱の撤去された時期については、卒業アルバム内の運動会の写真（平成19年5月17日）で撤去前の3本の支柱が確認されるが、校舎耐震補強工事の工事写真（平成21年1月20日から3月25日）では、2本の支柱になっていることが確認でき、平成19年5月から平成21年3月までの間に撤去されたものと推認される。

ii) 理由、撤去者等

学校資料の調査、関係者等の聞き取りを行ったが、理由と経緯とともに不明であった。撤去には学校の承諾が必要である。当時の管理職やPTA関係者に支柱撤去について尋ねたが、工事をした記憶はない、という回答であった。

改めて、支柱撤去に関わらず、「補修、張替、塗装、その他工事などを行ったことはないか」について尋ねたが、行った記憶はないとのことであった。しかしながら、再度の問い合わせにおいて、地域の関係者から、地域のスポーツ団体関係がこの工事をしたと思うとの回答を得られた。

③ネット張替

屋体屋根塗装工事の工事着手前の写真（平成元年8月30日）に撮影された防球ネットの色は白色であるが、事故発生時は緑色であった。支柱とネットの固定方法も、一部取付に金属金物を使用している等、異なっており、ネット張替、取付補強等をおこなったと考えられる。関連する記録は無く、時期、施行者等は不明である。

(3)支柱状況

①支柱の外観、折損状況

支柱の外観及び折損状況について、折損支柱等については全て撤去され警察に押収されており、警察から許可を受け目視のみによる現物確認と基礎調査の現場状況写真により整理した。折損し

た支柱には、木材の繊維方向の亀裂が折損部から頂部まで多数確認され、亀裂幅は大小あり、亀裂によっては内部まで達し、冬期、浸透水の凍結により亀裂の拡大、進行が懸念される状態にある。全体として、長期間風雪にさらされてきた状態の外観である。また、折損しなかった支柱の外観についても、同様な状態である。

折損状態について、現場後の状況写真から、折損した支柱地上部はネット方向に倒れており、ネット方向からの力により折損したと推認され、折損位置は、ほぼ地盤面の高さにあり、ネットからの荷重により支柱内に生じる応力が最も大きくなる位置に相当する。

折損部断面は周辺部に比べ、中心部での凹凸が大きく、折損上部と土中残存部分とに、繊維方向の大きな凹凸のある切断面となっている。

②支柱への荷重

自然条件として支柱への負荷となる風及び地震について、折損前の数カ月と当日の白石市の状況を整理した。

i) 令和3年1月から4月の気象状況

- ▶風 最大風速は16.8 (m/s)
- ▶地震 令和3年2月13日福島県沖地震 震度5強

ii) 折損時の気象状況(4月27日)

- ▶風 最大風速は5.7 (m/s) : 4月最大風速平均(13.3 (m/s))の約4割
- ▶地震 記録なし。

(4)設置時の安全確認

施設管理者又は設置者が、防球ネット、支柱を設置するに当たって、一般的に求められる手続き、基準を整理し、その実施状況について調査した。

①建築基準法による安全性確認

支柱の設置に関連する法令として、支柱が建築基準法に規定する要件に該当する場合には、建築基準法で定める基準等が適用される。

具体的には、建築基準法第88条第1項及び建築基準法施行令第138条第1項第2号の規定に基づき、木製の支柱で高さが15メートルを超える場合、建築確認申請の手続きや構造耐力等の基準が適用される。

本件の防球ネット支柱は、地上からの高さが約6メートルであると考えられることから、建築基準法の諸規定は適用されない。

なお、設置後の維持管理に関する規定についても適用されない。

②学校保健安全法に基づく安全確認

学校保健安全法第26条の規定に基づき、学校の設置者は、事故等により生じる危険を防止するため、学校施設、設備の整備充実その他の必要な措置を講じるよう努める必要があることから、支柱の設置者に対し、防球ネット、支柱の設置において、その安全性の確認、適正な維持管理の具体的な措置等が求められていたと考えられる。しかしながら、支柱には基礎が設けられず、直接、

土中に埋設する構造となっていたことから、腐朽防止の措置や腐朽状況を的確に把握するための維持管理上の配慮が求められるが、学校資料や聞き取り結果では、安全性確保の具体策実施、配慮がされていたとの事実は確認できなかった。

なお、本件のように土中に直接埋設した状態については、「ISO 21887 木材及び木質製品の耐久性－使用環境区分」（※）の使用環境区分に関する定義では、木材を劣化する生物の種類が最も少ない環境条件（使用環境区分1）、逆にその種類が最も多い厳しい環境条件（使用環境区分5）の5段階区分のうち、使用環境区分4に当たり、支柱は腐朽に関し厳しい条件下に置かれていた。

※ 土井修一：木材保存, 34, 231-233 (2008)

B 学校の安全管理体制

(1) 安全管理について

支柱及びネットについては、学校保健安全法第27条の規定に基づき、学校は、当該学校の施設及び設備等その他学校における安全に関する事項について計画（以下、「学校安全計画」）を策定し、学校保健安全法施行規則第28条の規定に基づく安全点検の実施等を通じ、施設の安全管理が求められている。

第一小学校では、安全管理に関し、毎年度作成される「教育計画」に「学校安全計画」が位置づけられ、それに基づき行われていた。「学校安全計画」は、「全体計画」「地区巡視」「交通安全教室」「命を守る訓練（不審者対応）」「命を守る訓練（地震対応）・引き渡し訓練」「命を守る訓練（火災対応）」から成り、これらの構成や内容はおおよそ前年度のものを引継ぎ、微修正をへて作成されている。

支柱の点検については、「全体計画」を構成する「1全体指導計画」「2年間指導計画」「3教科等指導計画」「4生活安全」「5交通安全」「6災害安全」のうち、「4生活安全」として、毎月11日に安全点検をすることが記載されている。9つのグループがローテーションで毎月異なる場所を点検するようになっている。「点検実施後の処理」として、「点検結果を所定のカードに記入」し、「各点検者→安全部担当者→教務→主幹→教頭→校長→管理担当者」と処理する手順が記載されている。

上述のとおり、支柱の点検は、「No8. 校庭南・図書館」に該当するとのことであった。「所定のカード」には、「タイヤ、トンネル、雲梯、登り棒、鉄棒、みどりの教室、図書館見回り」と「校庭」の「点検内容」として、「プール、フェンス、遊具、サッカーゴール 等」との記載がある。事件発生前には、4月12日に3名の教諭により、点検がなされ、みどりの教室前の女子トイレ汚水のふたの不具合が報告されている。

安全管理の計画的な実施について、支柱に関して特別な対応はなされていない。4月5日の年度初めの職員会議では、「学校安全計画」について校長から言及がなされたが、「大事なところをみておくように」という指示だけであった。

各学校の「学校安全計画」の立案、実施、見直しに関し、宮城県教育委員会は「みやぎ学校安全基本指針」（以下、県指針）を公表している。「安全管理」として「1学校環境の安全管理」「2安全管理の対象」が示されており、「1学校環境の安全管理」には、「（1）安全点検の種類・対象」「（2）安全点検の方法」「（3）安全管理の措置」があり、「2安全管理の対象」には「（2）校舎外等」として具体例が示されている。本件により近いものは、「フェンス」「サッカーゴール等」「ねじ、

ボルト等」である（p69）。

（２）安全教育について

児童への指導については「みんなのやくそく」（注：毎年度児童に配布される、風紀や安全に関する注意事項を記載したプリント）に、「バックネットやフェンスなどにぶら下がったり登ったりしません」という記載がある。しかし、令和２年～３年においては、防球ネットに関し、具体的な指導を行ってはいない。

C 児童の人間関係について

被害児童をはじめ関係児童の人間関係は良好であり、トラブル等は認められなかった。

D 放課後の校庭開放・校舎利用について

放課後は、下校時間まで外遊びをすることができ、教職員も児童たちと校庭で遊ぶといった活動が積極的に行われていた。児童館も隣接して設置され、低学年児童も敷地内で安全な生活を送っていたと言える。教育委員会生涯学習課の管轄の下、学校施設開放も行われ、地域の社会教育団体が所定の手続きを経て、学校施設を利用することができた。

E 校庭を利用していた社会教育団体

「白石市学校施設の開放に関する条例」に則り、事前登録の上、利用していた。団体の関係者らは、児童たちが防球ネットについて、自由な時間にシュートの練習をしていた、ネット前で投球練習をするなど、防球として使用していたと回答している。

なお、地域の関係者からは、迎えにきた保護者が支柱にもたれかかって活動終了を待っていることも日常よくみられることであったという発言もあった。

F 警察による教職員・児童の聴取内容

事故発生直後より、警察の聴取をはじめとする捜査が行われている。

G 教育委員会の安全管理体制

（１）安全管理について

事故発生前においては、施設安全に関する文科省通知を随時提示するなど、一般的な安全担保への注意喚起はなされていた。全市の小中学校に設置されている遊具について、順次、専門業者による点検を実施していた。教育委員会としては平均的な対応であったと言える。

（２）教員への研修について

全市としての特筆すべき取組が行われていたわけではない。ただし、事件発生後は全市の教職員を対象とする安全点検研修会開催の他、点検項目の全市共通化が試行されている。

6. 事故発生の要因

学校保健安全法第 27 条によれば学校は安全の確保を図るため、学校安全計画を策定し実施しなければならないとされており、また、同法第 28 条によれば校長は、学校の施設又は設備について、安全確保を図る上で支障がある事項について、遅滞なく改善に必要な措置等を講じることとされている。こうしたことから、法律的には、学校等には施設及び設備に関する安全管理の責任があり、事故要因としては、学校等の不十分な安全管理と言わざるを得ない。一方、本委員会の役割は、事実関係の確認、調査を通じ、不十分な安全管理となった要因を事故発生の要因として明らかにすることと考えられる。

第一の要因は、学校の設置物について登録の仕組みがなく、設置する際の安全性を確認する仕組みもなかった。更に、支柱設置の目的、経緯が記録されておらず、木製支柱の劣化に対する認識が欠如していたことにある。学校、保護者、教育委員会、地域社会など全ての関係者に関わっている。管理簿等が存在し、設置されたのが平成元年と 30 年以上も前になることがわかれば、腐朽の可能性は容易に察することができた。支柱表面には多数の縦方向亀裂が確認できるが、設置時期に対する認識の欠落から、これらの亀裂が内部の腐敗と関わる可能性も見逃されてきた。

地域の関係者からは、NTT が所有する木製支柱が「交換柱」と称され、積極的に再利用が推進され PTA などの手により遊具等として設置された時期があり、しばらくして腐朽による危険性が高いと考えられ近隣の学校では一斉に撤去されたとの発言もあった。こうした活動において本件支柱は、多数の関係者の認識において対象とならなかったということになる。

学校の一般的な備品については様々な学校備品台帳があり、学校事務関係の表簿は、教育事務所及び教育委員会による「事務指導」の際に点検を受けている。支柱は、木製電柱の再利用であるが、そのことが記載されていた「寄付台帳」は、学校独自の台帳であり、学校外関係者の点検を受けていない。

第二の要因は、学校の安全点検が不十分であったことがある。第一小学校では、「県指針」の要請に照らして、学校保健安全法施行規則の規定である、毎学期に一度を超え、月一度の点検がなされ、その際にも点検グループのローテーションが組まれていた。しかし、上記のような認識によるのであれば、支柱の内部腐朽には思い至らない上での点検であったと思われる。具体的な点検方法についても十分に検討されてきたわけではない。第一小学校の「学校安全計画」における記載からすれば、各点検箇所は量的にも多く、毎月これだけの箇所を教職員が点検するのは相当の負担であると言え、外形上、不具合がないかを目視で確認する程度にならざるをえなかったであろう。

点検のための「所定のカード」には、点検後の報告として「点検者→安全部担当者→教務→主幹→教頭→校長→管理担当者」という手順が記載されている。校務分掌的には、「指導部」（教頭）の下に、「防災教育」（主幹教諭）、その下位に「災害安全・防災」（防災主任）・「生活安全・安全点検」（教諭 C）・「交通安全（街頭指導）」（教諭 D）の三活動がおかれていた。この構成とともに、主幹兼事務長が校地関係を担当することになっていた。こうした安全点検の見直しが日常的に行いづらい構造に加え、学校は新型コロナウイルスに関する安全確保に相当のエネルギーを費やしており、安全点検の仕組みや方法を再検討するような改善について、担当者レベルで行うことができたとは思われない。

また、支柱の構造、維持に関する専門的な知識を持たない教職員が、具体的な点検マニュアルもない状態で適正な点検を行うことは現実的には困難であったと思われる。

なお、第一小学校は、学校評議員、保護者からも、学校評価活動を通して、様々な意見を聴取しているが、そうした関係者から支柱の危険性に対する意見はあがってこなかった。これは、支柱表面の半分以上をネットが覆っていることから外形的な劣化がわかりにくかったこと、支柱ネットのすぐ後ろに照

明つきのコンクリート柱があり、校庭から見て支柱より奥にあるため、支柱の方がコンクリート柱の設置（平成4年7月30日完成）よりも新しいと思ってしまうやすいことがあると思われる。

第三の要因は、学校の安全管理の過程において、支柱の用途が教職員の中で十分に理解されないまま、児童たちによりサッカーゴールとして使用され、日常的に、柱やネットに寄りかかるといった行為や支柱そのもの及びその周りで遊ぶことが等閑視されてきたことがある。このような状態は長年に渡り継続してきたと解される。児童が防球ネットを日常的にどのように使用しているのかを把握できるのは、現場で接している教職員であり、現場の実態把握に基づいた点検、安全管理が必要であった。

そもそも設置の目的が不明で、平成元年度の学校沿革史（校長室に掲示）では「ボール受用大ネット設置」という記載であった。工事主体はもとより、設置の位置や必要性について記録はない。校長職においては、前職からの引継ぎはなかった。加えて、支柱が3本から2本に減じられたと推測される平成20年前後の元管理職やPTA関係者に問い合わせたところ、支柱やネットの補修について記憶にないということでもあった。ただし、地域の関係者から、地域のスポーツ団体が設置に関わったとの回答があったが、確たる記録はない。いずれにせよ、平成元年の設置から20年近くたった際に補修したかどうか定かではなく、それゆえ、その後の10年においても、補修の必要性が引き継がれてこなかったということになる。

当該設置物の使用目的について、校長聞き取りにおける現校長の認識は、防球であった。また、体育の時間などにサッカーゴールとして使用することはない、ということであった。しかしながら、卒業生たちの認識は、サッカーゴールであった。とはいえ、通常のサッカーゴールは他に設置されており、児童たちは、主に正規のサッカーゴールを利用しつつも、課外の自由な時間に、児童たちの間で、暫時、サッカーゴールとしても使用したと推測される。また、校庭を利用していた社会教育団体の関係者である大人たちも、活動開始前などに、児童たちが防球ネットをサッカーゴール代わりにしていたのを見てきたと回答している。

第四の要因は、教育委員会においても、学校の施設管理と安全確保は、法定上は学校にあると考えられ、未登録の施設備品の有無や管理の仕組みについて特段の措置や支援をしていなかったことがある。教育委員会予算を用いて購入されていないため、認知外であったことは致し方ないが、登録されていない施設設備の有無について注意喚起を促すことは不可能ではなかった。

7. 事故防止への提言

事故発生時と事後の対応において、第一小学校、教育委員会とも、協働的に適切に行われており、被害者の月命日にも弔意を表すなど、被害児童家族の心情に寄り添っている。甚大な被害を直接被った児童に加え、全校児童が相当な心理的外傷をおったと言え、この点についても、学年の教員やスクールカウンセラーからなど、丁寧な対応がなされている。市長からは、事件が起きた4月27日を「白石安全の日」として、再発防止を徹底していく決意も示されている。しかしながら、本件被害の大きさに加え、今日の新型コロナウイルスの影響も考えるならば、心理的身体的負担は極めて深刻であり、関係者には深い反省と対応が求められる。さらなる真摯な対応が、今後の事故防止においても望まれる。

本件に関する調査事項とそれらより得られた事故発生の要因から、「多元的な視点による点検と改善」「用途の明確化と登録」「重点化」を中心として再発防止策を提言する。

第一 学校の安全点検について、児童生徒の使用実態を踏まえつつ、教職員、保護者やPTA、児童生

徒、教育委員会、地域社会の関係者など、多元的な視点で行い、日常的に改善を目指す。

—とりわけ、大型の施設備品については、児童生徒が子ども同士の遊びの中で、どのように使用しているかを丁寧に把握し、それに対応した点検、補修、安全教育が必要である。

—多元的な視点について、教職員においては、当該学校の勤務歴の長短、教職経験年数の長短なども含まれる。1・2学年の生活科や、保護者授業参観、PTA 行事において、危ない箇所はないか、校内施設設備の点検とともに考える、といった活動もありうる。教育委員会、市技術職員などを含む市組織としての支援や専門的知識をもつ者による点検も必須である。

—本件で明らかになったことは、点検の頻度ではなく質である。質には、仕組みや方法について改善を検討するという姿勢も含まれる。今後の施設老朽化、自然災害の大規模化からすれば、前年度踏襲の安全点検計画や方法のままでよいはずがない。多元的な視点を踏まえ、点検の仕組みや内容について、随時改善が必要であるとし、点検の在り方そのものを点検し改善に向けた検討をすべきである。

第二 大型備品、施設設備の設置目的および用途を明確化し、登録する。学校と教育委員会双方が、その登録内容に常時アクセスできるようにする。

—登録内容として、目的・用途の他、設置時期、管理責任者、想定耐久年数がある。教育委員会と学校の二者を中心に、関係者による多元的な視点による点検となることを踏まえつつ、管理・点検をしていくことが望まれる。

—この登録の仕組みの存在は、PTA や地域の学校に関わる団体も認識し、管理維持について協働することが求められる。

—この登録に当たって、安全管理者として施設設備の安全確認が徹底できる仕組みづくりが求められる。

第三 点検内容や項目について重点化の視点を持ち、計画化する。

—広大な校舎敷地の備品全てを毎月触診や打診することは、教職員の労働過多となり、教育活動全体の質の低下を招く。上記のような多元的な視点と登録の仕組みの下、半年や一年などの時期区分を決め、対象物や範囲ならびに方法について重点化し、計画的に安全確保を図るべきである。

第四 引き続き、地域とともにある学校づくりを奨励し、安心・安全の確保を目指す。

—木製支柱劣化の情報と認識を除けば、第一小学校の学校評価資料からは、児童に外遊びが奨励され教員も共にそれに関わるなど、望ましい学校づくりがなされ、地域社会から信頼される学校であったと言える。施設の安全点検に過重な負担が教職員にかかり、教育活動の質が低下することは避けねばならない。多元的な視点によることを踏まえながら、施設点検の一部について PTA や地域社会からのボランティアなどによって行うといった方法も検討されたい。

—事故発生時の迅速な対応は、第一小学校の複数の教員が児童たちと外遊び等のため、校庭にいたため可能になった。危機に相応できる「学校管理下」の状態にあったと言える。こうした状況に象徴される、児童の包括的な成長に教員が関わることのできる学校づくりが、今後とも推進されるべきであり、安全確保の名の下に開放的な教育活動が縮小されるべきではない。

第五 市長が司る総合教育会議の重要審議事項に、学校安全管理に関する検討を位置づけ、部局を超えた管理・点検・保守が可能になるしくみを構築する。

- －保育所・児童館・公園などと点検整備の水準が同じであり、市民が安心して公共施設である学校を利用できるように、総合的で有機的な安全確保の仕組みが必要である。
- －教育委員会においても、学校安全管理の実務を担う部局と責任者を明確にし、その存在や成果を市民にむけても明示することが望ましい。
- －同職においては、上記登録を取り扱う他、学校からの施設設備に関する相談や支援が集約され、担当者が変わっても引き継がれるようにされたい。
- －教職員のみならず施設設備の安全点検に精度の高さを求めることは適切ではない。学校において点検内容の重点化を図りつつも、教育委員会の支援による、専門の知識をもつ者による点検を採り入れるべきである。

第六 施設管理の標準について、自治体を超えた情報共有を目指す。

- －情報共有の内容には、事故例のデータベース化、安全確保のための包括的な指針を各学校の安全計画に反映していく際に資する研修プログラムなどがある。

8. 調査結果の報告

本調査は、教育長からの諮問によるものであり、教育長への答申提出をもって、関係者への報告に変える。報告書は非公表とし、概要を公表する。